第十二条に次の七項を加える。

5　事業者の事業を所管する大臣は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を地方支分部局の長に委任することができる。

6　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限及び第四項の規定による権限（次項において「金融庁長官権限」と総称する。）について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

7　金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8　証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

9　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

10　第六項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令（第八項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

11　第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第十七条を削り、第十六条を第十七条とする。

第十五条の前の見出しを削り、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（関係者相互の連携）

第十五条　内閣総理大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第十八条第一項第一号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第二号中「第十六条又は」を削り、「各本条」を「同条」に改め、同条第二項第一号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第二号中「第十六条又は」を削り、「各本条」を「同条」に改める。

第十九条及び第二十条第一項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十一条　第十条第三項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。

（消費者安全法の一部改正）

第二条　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条・第九条」を「第八条―第九条」に、「第二節　消費生活センターの設置等（第十条・第十一条）」を「第二節　消費生活センターの設置等（第十条―第十一条）
第三節　地方公共団体の長に対する情報の提供（第十一条の二）
第四節　消費者安全の確保のための協議会等（第十一条の三―第十一条の八）
第五節　登録試験機関（第十一条の九―第十一条の二十六）」に、「第四十九条」を「第五十条」に、「第五十条―第五十五条」を「第五十一条―第五十七条」に改める。

第四条第二項中「知識及び」を「知識、技術又は」に改め、同条第五項中「第十条第三項」を「第十条の二第一項第一号」に改め、「病院」の下に「、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体及び消費生活協力員」を加え、同条第六項中「啓発活動、」を「消費者教育を推進し、及び」に改め、「、消費生活に関する教育活動」を削り、「の活動」の下に「を行うこと」を加える。

第八条第一項第一号中「技術的援助」を「必要な助言、協力、情報の提供その他の援助」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

第八条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

第八条に次の二項を加える。

3　都道府県は、市町村が前項各号に掲げる事務を他の市町村と共同して処理しようとする場合又は他の市町村に委託しようとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

4　第一項各号に掲げる事務に従事する都道府県の職員若しくはその職にあった者又は第二項各号に掲げる事務に従事する市町村の職員若しくはその職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八条の次に次の一条を加える。

（消費者安全相談等の事務の委託）

第八条の二　都道府県は、前条第一項第一号に掲げる事務（市町村相互間の連絡調整に係る部分を除く。）及び同項第二号から第五号までに掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

2　市町村は、前条第二項各号に掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

3　前二項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第九条中「前条第一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、「提供」の下に「、当該事務に従事する人材に対する研修」を加える。

第十条第一項第一号を次のように改める。

一　消費生活相談員を第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。

第十条第二項第一号を次のように改める。

一　消費生活相談員を第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務に従事させるものであること。

第十条第三項を次のように改める。

3　前項の規定により同項の施設又は機関を設置する市町村以外の市町村は、第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務に従事させるため、消費生活相談員を置くよう努めなければならない。

第十条の次に次の三条を加える。

（消費生活センターの組織及び運営等）

第十条の二　都道府県及び前条第二項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

一　消費生活センター（前条第一項又は第二項の施設又は機関をいう。次項及び第四十七条第二項において同じ。）の組織及び運営に関する事項

二　第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項

三　その他内閣府令で定める事項

2　都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。